

山梨県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱

平成6年11月1日制定

(趣旨)

第1条 知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、株式会社日本政策金融公庫資金を借り入れた農業者に利子助成を行う市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象及び補助金額等)

第2条 前条の規定によって補助金の交付を受けることのできる補助対象の資金は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)別表3(1)の項に掲げるものとする。

2 補助金額は市町村が前項の資金に利子助成を行った金額の2分の1以内とし、前項の資金の貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額の10分の1に相当する額(ただし、貸付利率を0.25%引き下げるのに必要な額を限度とし、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を限度とする。

3 補助の対象とする期間は、公庫資金の利息支払いに係る期間とし、毎年1月1日から12月31日までとする。

(利子助成補助の承認申請)

第3条 第1条の資金に利子助成を行おうとする市町村長は、あらかじめ農業経営基盤強化資金利子助成補助承認申請書(第1号様式)を知事に提出するものとする。

(利子助成補助の承認)

第4条 知事は、前条の農業経営基盤強化資金利子助成補助承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、農業経営基盤強化資金利子助成補助承認書(第2号様式)により市町村長に通知するものとする。

(利子助成補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付申請書(第3号様式)を第2条第3項に規定する期間が終了した日の翌月末までに農務事務所を経由して知事に提出するものとする。

(利子助成補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、農業経営基盤強化資金に係る利子助成補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付決定及び額の確定通知書(第4号様式)により市町村長に通知するものとする。

(利子助成補助金の交付)

第7条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、毎年度末までに利子助成補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付を受けた市町村長は、補助事業に係る収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管するものとする。

附則

この要綱は平成6年11月1日から施行する。

平成10年6月16日一部改正
平成10年8月21日一部改正
平成10年9月18日一部改正
平成10年10月22日一部改正
平成10年12月22日一部改正
平成11年2月3日一部改正
平成11年10月20日一部改正
平成11年11月29日一部改正
平成12年2月21日一部改正
平成12年3月27日一部改正
平成12年6月19日一部改正
平成12年9月25日一部改正
平成13年2月1日一部改正
平成13年2月26日一部改正
平成13年3月19日一部改正
平成13年4月10日一部改正
平成13年5月10日一部改正
平成13年5月18日一部改正
平成13年6月1日一部改正
平成13年6月18日一部改正
平成13年7月3日一部改正
平成13年7月18日一部改正
平成13年8月3日一部改正
平成13年8月20日一部改正
平成13年9月3日一部改正
平成13年10月3日一部改正
平成13年11月2日一部改正
平成13年12月4日一部改正
平成13年12月19日一部改正
平成14年1月4日一部改正
平成14年1月21日一部改正
平成14年2月8日一部改正
平成14年2月19日一部改正
平成14年3月18日一部改正
平成14年4月2日一部改正
平成14年4月18日一部改正
平成14年5月8日一部改正
平成14年5月20日一部改正
平成14年6月3日一部改正
平成14年6月19日一部改正
平成14年7月5日一部改正
平成14年8月2日一部改正
平成14年8月19日一部改正
平成14年9月2日一部改正
平成14年9月19日一部改正
平成14年10月3日一部改正
平成14年10月21日一部改正
平成14年11月1日一部改正
平成14年12月3日一部改正
平成15年1月21日一部改正

平成15年2月20日一部改正
平成15年3月19日一部改正
平成15年4月18日一部改正
平成15年5月23日一部改正
平成15年6月18日一部改正
平成15年7月18日一部改正
平成15年8月20日一部改正
平成15年9月19日一部改正
平成15年10月21日一部改正
平成15年11月21日一部改正
平成15年12月18日一部改正
平成16年1月26日一部改正
平成16年2月19日一部改正
平成16年3月18日一部改正
平成16年4月21日一部改正
平成16年5月26日一部改正
平成16年6月18日一部改正
平成16年7月22日一部改正
平成16年8月18日一部改正
平成16年10月21日一部改正
平成16年11月18日一部改正
平成16年12月20日一部改正
平成17年1月24日一部改正
平成17年2月21日一部改正
平成17年3月18日一部改正
平成17年4月20日一部改正
平成17年5月25日一部改正
平成17年6月20日一部改正
平成17年7月21日一部改正
平成17年8月18日一部改正
平成17年9月20日一部改正
平成17年10月20日一部改正
平成17年11月18日一部改正
平成17年12月19日一部改正
平成18年1月26日一部改正
平成18年2月20日一部改正
平成18年3月20日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成18年4月19日一部改正
平成18年5月24日一部改正
平成18年6月19日一部改正
平成18年7月20日一部改正
平成18年8月18日一部改正
平成18年9月21日一部改正
平成18年10月19日一部改正
平成18年11月22日一部改正
平成18年12月20日一部改正
平成19年1月25日一部改正
平成19年2月20日一部改正
平成19年3月19日一部改正
平成19年4月18日一部改正
平成19年5月23日一部改正

平成19年6月20日一部改正
平成19年7月19日一部改正
平成19年8月20日一部改正
平成19年9月20日一部改正
平成19年10月18日一部改正
平成19年11月19日一部改正
平成19年12月19日一部改正
平成20年1月25日一部改正
平成20年2月21日一部改正
平成20年3月19日一部改正
平成20年4月18日一部改正
平成20年5月23日一部改正
平成20年6月18日一部改正
平成20年7月18日一部改正
平成20年8月20日一部改正
平成20年9月19日一部改正
平成20年10月1日一部改正
平成20年10月21日一部改正
平成20年11月20日一部改正
平成20年12月18日一部改正
平成21年2月19日一部改正
平成21年1月26日一部改正
平成21年3月18日一部改正
平成21年4月20日一部改正
平成21年5月27日一部改正
平成21年6月18日一部改正
平成21年7月21日一部改正
平成21年8月19日一部改正
平成21年9月18日一部改正
平成21年10月22日一部改正
平成21年11月20日一部改正
平成21年12月18日一部改正
平成22年1月22日一部改正
平成22年2月19日一部改正

附則

- 1 この要綱は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月23日から適用する。
- 2 平成22年4月22日以前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成23年5月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年6月11日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

第1号様式

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長

〇〇年度農業経営基盤強化資金利子助成補助承認申請書

このことについて、農業経営基盤強化資金の利子助成補助事業を行いたいので、山梨県
農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱第3条の規定により申請します。

(補助金交付要綱等の写しを添付すること。)

(注) 公印は省略しても差し支えない。

第2号様式

番 号
年 月 日

市 町 村 長 殿

山 梨 県 知 事 印

〇〇年度農業経営基盤強化資金利子助成補助承認書

年 月 日付け第 号で申請のあった農業経営基盤強化資金の利子助成補助については、山梨県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱第4条の規定により承認いたします。

第3号様式

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長

〇〇年度農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付申請書

〇〇年度の農業経営基盤強化資金利子助成補助金の交付を受けたいので、山梨県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱第5条の規定に基づき、別紙により補助金の交付を申請します。

補 助 金 交 付 申 請 額 _____ 円

(注) 公印は省略しても差し支えない。

第3号様式 別紙

借入者	貸付決定 年月日	借入金額	移動 年月日	期首 融資残高	期中			期末 融資残高 A	日数 B	積数 C=A×B	融資平均 残高 D=C/365	市町村 利子助成率 E	市町村 利子補給額 F=D×E	県 利子補給額 F/2
					借入額	償還額	繰上償還額							
		円		円	円	円	円	円		円	円	%	円	円

- (注) 1 「期首融資残高」欄は、当該年1月1日現在の融資残高を記入すること。
 2 「移動年月日」欄は、融資残高の移動ごとに記入すること。
 3 各期ごとにおける「融資残高」には約定償還金に係る延滞額を含まない。
 4 期中における償還額及び繰上償還額には、償還利息分を含まない。
 5 1円未満は切り捨てること。
 6 この別紙は、日本政策金融公庫が定める様式で提出できる。

第4号様式

番 号
年 月 日

市 町 村 長 殿

山 梨 県 知 事 印

〇〇年度農業経営基盤強化資金利子助成補助金の
交付決定及び額の確定について（通知）

年 月 日付け第 号で申請のあった農業経営基盤強化資金の融資に係る利子助成
補助金の交付については、山梨県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱第6条の
規定により次のとおり交付の決定及び額の確定をします。

利 子 助 成 補 助 金 額 _____ 円